

秋の叙勲 おめでとうございます

ずいほうしょうじゅしょう
瑞宝小綬章



うぶきみちるお
植木美知男さん
(72歳 殿山町)

昭和49年、防衛大学校を卒業後、陸上自衛隊に入隊し、輸送中隊長・後方支援連隊長・輸送学校長などを務め、平成20年に九州補給処長兼目達原駐屯地司令で退官されるまで、北は北海道から南は九州まで、陸上幕僚監部や部隊で勤務され、我が国の防衛に貢献されました。平成4年には防衛駐在官として中国に派遣され、日中の安全保障に関する相互理解、防衛交流の促進にも尽力されました。

ずいほうそうこうしょう
瑞宝双光章



まつもとあきお
松本秋男さん
(71歳 松葉町)

昭和50年4月に教諭となり、平成16年4月以降は嵐山町立玉ノ岡中学校長等を歴任し、平成25年3月、東松山市立松山第一小学校長として定年退職されるまでの38年間、学校教育の分野で活躍されました。退職後は、東松山市立総合教育センターで市内小・中学生の不登校相談や東松山市化石と自然の体験館の指導員として、体験館での講義や小・中学校への出前講座を通じて、理科教育の充実・発展にも尽力されました。

ずいほうたんこうしょう
瑞宝単光章



なかまならみ
中磨成己さん
(63歳 石橋)

昭和54年にチーゼル機器(株)(現ボッシュ(株))東松山工場へ入社し、平成13年からは、仕上げ職種、機械保全の埼玉県技能検定委員として、技能検定の実施・普及に努め技能士の育成に寄与してきました。また技能技術の向上を目的として、各研修の企画、運営、講師も担当し、現在はシニアパートナーとして、むさし工場(滑川町)に勤務しています。令和3年には厚生労働大臣表彰を授与されています。

市政情報

12月の納税

固定資産税(第3期)・国民健康保険税(第6期)

納期限は12月25日(月)です。口座振替の場合も、12月25日(月)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

夜間納税相談窓口

日中来庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

日12月25日(月)、1月30日(火)午後5時15分~7時

場・問収税課

☎21-1409 ☎23-2238

相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

なお、相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日より前に亡くなった人の相続についても対象になります。正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

申・問さいたま地方方法務局東松山支局 ☎22-0379

自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。保管制度を利用すると、遺言書の紛失、改ざんなどを防止できるほか、家庭裁判所の検認手続も不要になります。

問さいたま地方方法務局東松山支局

☎22-0379



もっと身近にスマートフォンで確定申告

国税庁確定申告書等作成コーナーを利用すると、確定申告会場に出向かずに、自宅から申告をすることができます。ぜひスマートフォンからご利用ください。

また、申告の際は、申告書の作成方法等の動画を確認したり、税務相談チャットボットを利用すると便利です。税務相談チャットボットでは、国税に関する簡単な相談・質問を「税務職員ふたば」が人工知能(AI)を活用して回答します。令和5年分確定申告の質問は令和6年1月上旬に公開予定です。



問東松山税務署 ☎22-0990

社会保険料控除証明書類についてのお知らせ

市・県民税申告や確定申告で使用される国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付済額通知書を、令和6年1月下旬に送付します。社会保険料控除の申告をする際に証明書類として必要となりますので、大切に保管してください。

普通徴収(納付書又は口座振替)で保険税(料)を納めている人 ※特別徴収(年金からの差し引き)により納めている人は、日本年金機構から令和6年1月中旬に納付額が記載された源泉徴収票が送付されます。 ※早めに必要な場合や、遺族年金・障害年金から差し引かれている人で、発行を希望する場合は、担当課までお問い合わせください。

証明する内容 納期にかかわらず、令和5年1月1日~12月31日に納付した国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の額

問収税課(国民健康保険税) ☎21-1409 ☎23-2238 高齢介護課(介護保険料) ☎21-1460 ☎22-7731 保険年金課(後期高齢者医療保険料) ☎63-5004 ☎23-0076

固定資産税(償却資産)の申告

令和6年1月1日現在で、市内に償却資産を所有する人は1月31日(水)までに申告をしてください。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる構築物、機械、器具、備品などの資産をいいます。

なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されませんが、その場合でも申告は必要です。

申告方法

昨年申告された人には申告書を郵送しています。用紙が届かない場合や新たに申告する人はご連絡ください。

申・問課税課

☎21-1444 ☎23-2238

河川等の異常水質事故防止にご協力ください

河川や水路に油や農薬などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響を及ぼしたりする異常水質事故が発生しています。

不要な塗料や油、農薬などの取扱いは十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いします。

事故対応の費用は、原則事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかに県東松山環境管理事務所又は環境政策課にご連絡ください。

問県東松山環境管理事務所

☎23-4050 ☎23-4114 環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700



薪ストーブの使用

薪ストーブは、化石燃料を使用しない地球温暖化防止に有効な暖房器具ですが、誤った使用により大気や健康に悪影響を及ぼし、ご近所とのトラブルの原因になります。設置及び使用する際は以下のことに注意し、適切な使用を心がけてください。

設置を検討している人

- ・煙突を設置する位置や向き、煙突の高さなどを考慮しましょう。
- ・熱効率の高いストーブの選定を検討しましょう。
- ・ご近所にあらかじめ説明し、理解してもらおう等の配慮をしましょう。

既に使用している人

- ・よく乾燥させた無垢の薪を使いましょう。
- ・ごみは燃やさないでください。
- ・ストーブの煙やにおいがご近所の迷惑にならないように配慮しましょう。

問環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700



冬季の省エネにご協力をお願いします

毎年12月は「地球温暖化防止月間」です。地球温暖化を防止するには二酸化炭素(CO2)の削減が重要です。冬は電気やガスなどの使用が増えることで、CO2の排出も多くなります。一人ひとりの取組が重要ですので、省エネのご協力をお願いします。

冬の省エネのポイント

- ・暖房をつけるときは室内の空気を循環させたり、厚手のカーテンを使用したりして暖房効果を高めましょう。また、重ね着やひざ掛けを活用しましょう。
- ・不要な照明はこまめに消しましょう。
- ・テレビを視聴しないときは消し、省エネモードを活用する等、画面の明るさを調節しましょう。
- ・冷蔵庫は温度設定を調整し、詰め込み過ぎないようにしましょう。
- ・お風呂は冷めないうちに入浴し、追い炊きの回数を減らしましょう。
- ・暖房便座は放熱防止のため、フタを閉めましょう。
- ・鍋料理で部屋も体もあたためましょう。

問環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700

雑紙の処分

可燃ごみの中には、資源化できる紙類・布類が混ざっています。リサイクルできる「雑紙」は紙類・布類の収集日に出してください。「分ければ資源・混ぜればごみ」を合言葉に、ごみの減量・リサイクルの推進にご協力ください。

雑紙として出せるもの

ティッシュの箱(ビニール部分を取る)、お菓子の箱、トイレトーパーの芯、封筒(個人情報を除いてください)、ダイレクトメール、包装紙、紙袋など

雑紙の出し方

- ・雑誌に挟み、ひもでしばって出す。
- ・紙袋に入れて出す。
- ・雨天時には無色透明袋に入れて濡れないようにする。

問廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700 クリーンセンター

☎34-5550 ☎34-5125

